

《すみよし・中丁・本町地区町政懇談会》

年月日 令和 8 年 9 月 24 日(木)

時 間 午後 6 時 30 分～午後 8 時 00 分

場 所 オリナスかわまた ミーティングスペース

町民出席者数 26 名

- ① 開会：副町長
- ② 町長あいさつ：(内容省略)
- ③ 町役場出席者紹介
- ④ 懇談
講義「地域の防災を考える」福島県災害対策課
令和 8 年度町政懇談会事前質問に対する回答
- ⑤ 閉会：教育長

○講義「地域の防災を考える」に対する質疑応答 ※講義資料は別紙

質問 1 役場職員が 1 人あたり 80 人を支援すると書いてあるが、可能なのか

【福島県災害対策課】

回答 1 できない。1 人あたり 80 人ぐらいの支援を負担するであろうという仮定の数字。それは無理ということで、公助の限界の話をさせていただいた。

○事前質問に対する回答、その他意見交換 ※事前質問と回答は別紙

質問 1 「わたしの避難計画」について、誰が障害を持っているかなどの情報は、自治会の一部の人しか持っていない。誰が持っているのかも分からない。要支援者が個人情報を公開しないでほしいといった場合、助けられなくなってしまう。人を助けるのが優先なのか、個人情報が優先なのか分からない。

【総務課長補佐】

回答 1 この避難計画については、対象者の同意をいただいてから、関係者の方にお知らせをしている。自治会で情報は共有されている。災害はいつ起こるか分からないため、幅広く共有させていただいているので、改めて協力をいただきたいところ。

質問 2 避難支援関係者は、どこが中心になって行うのか。

【総務課長補佐】

回答2 基本的にその方の知人であったり家族であったりという方がメインになるが、その方が災害で動けない場合に、支援の選択肢は幅広い方が良いという趣旨になるので、誰が中心というよりは、幅広く情報を共有させていただいている。

質問3 行政区長や連絡員が一番近い支援者となりうると思うが？

【総務課長補佐】

回答3 本人も支援関係者の優先順位を決めている部分もある。近くの方で気がつくのが早ければ、それに越したことはない。

【町長】

回答3 誰が中心になるかということは、地域で話し合っ決めて決めること。自分の命は自分で守るのが基本であり、そのための自主防災組織や個別避難計画である。

質問4 要支援者の情報は、自治会の役員間で共有するという事で良いのか。どこまで開示して良いのか。

【総務課長補佐】

回答4 資料4に記載のとおり、個別避難計画は避難支援等関係者に共有しているものの、そこから先、自治会でどこまで開示して良いかという点については、あらためて確認のうえ回答させていただく。

質問5 スクールバスについて、国が、親子の交流行事などにも活用するなど、活用方法を見直す考えがあるという報道をテレビで見た。川俣町ではそのような考えはあるか。

【町長】

回答5 スクールバスの運用は、法律の問題もある。国に要望する等検討していく。

質問6 移住定住者数について、448人と記載があるが、実際この人数が定住しているのか。移住してきたという人が、いつの間にかいなくなったという話もある。

【政策推進課長】

回答6 何らかの事情で転出される方もいなくはないが、大多数の方は定住いただいている。昨年の10月に国勢調査を実施させていただいたが、就職等による転職、いわゆる社会減は低減されてきている。移住定住施策が少しずつ成果として反映されているのではないかと考えている。

質問7 子供の増え方はどうか。今後の展望などはあるか。

【政策推進課長】

回答7 現在、出生数はかなり低い状態。結婚の数と出生数はほぼ同じくらいであるため、結婚したい方が結婚できるような政策を打っていかないと、出生にはつながらないという状況はあると思われる。子育て世代を呼び込む政策も重要ではあるが、結婚したい方、望んでいる方が結婚できるような政策に取り組んでいくことが重要と考えている。

質問8 地域猫活動を行う団体というのは町内にあるのか。

【町民税務課長】

回答8 団体といっても、最低2人の構成員で、地域猫の活動計画を出していただき、認定された団体であり、現在町内で9団体ほどある。

質問9 自宅の周りに野良猫が10匹程度いる。猫に餌をやっている人もいて、それが原因で増えるということもある。町で対応できることはないか。

【町民税務課長】

回答9 情報をいただければ、動物愛護センターや、登録している団体様と一緒に伺い、無責任な餌やりをやめていただくように、ということや、避妊手術のことなど、説明に行くことは可能。

質問 10 川俣町空き店舗活用事業補助金の利用実績は何件あるか。金額についてもお聞きしたい。

【政策推進課長】

回答 10 この補助金は、基本的に中心市街地の活性化を前提とした仕組みになっている。喫茶店や居酒屋などで利用実績があり、年に 1 件、2 件利用いただいている。

金額については、改修費用が 2 分の 1 で、上限 100 万。建物を借りる場合の賃貸料で、月額 10 万円までで、3 年間まで、となっている。中心市街地が対象という制約があるので、対象になるのかも含めて相談いただきたい。

質問 11 自宅の裏山に、昭和 40 年くらいに墓地が造成された。今ではもう墓石もないが、一番上に大きな墓標のようなものが残っており、雨が降るたびに崩れてこないか心配である。墓地の所有者に問い合わせたが、「墓標自体はこちらの所有ではないため、撤去できない。墓標の所有者も、経済的な事情で撤去できないとのこと。」と言われた。町でどうにかできないか。町で造成を許可したのではないのか。

【町長】

回答 11 あくまでも個人と個人の問題であること、個人の所有物は個人の責任であることから、町では対応できない。

【町民税務課長】

回答 11 登記上は墓地となっているかもしれないが、町の墓地台帳には載っていない。昭和 40 年頃は県で許可を出していた。町が許可を出すことになってから、県から町に墓地台帳は引き継がれたが、記載がなかった。過去の履歴など、改めて調べてみる。